

○一部事務組合下田メディカルセンター指定管理者外部評価委員会設置要綱

令和6年11月29日

一部事務組合下田メディカルセンター要綱第1号

(設置)

第1条 一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）が設置する下田メディカルセンター、下田メディカルセンター附属みなとクリニック及び介護老人保健施設なぎさ園（以下「施設」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が、指定管理期間中に行った管理業務を総合的に評価し、次期指定管理者の選定事務を円滑に進めるため、一部事務組合下田メディカルセンター指定管理者外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 指定管理者が行った施設の管理運営実績の評価に関すること。
- (2) 次期指定管理者の選定に向けた意見及び助言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 地域医療に関する知識又は経験を有する者
- (2) 第三次医療機関の関係者
- (3) 地域の医療関係者
- (4) 経営状況に関する知識を有する者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(謝礼及び交通費)

第5条 管理者は、第3条第2項の各委員に対し、別表に掲げる謝礼を支払う。

2 第3条第2項の各委員が招集に応じ、職務のため勤務したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める交通費を支給する。

- (1) 公共交通機関を利用した場合 実費
- (2) 自家用車を利用した場合 一部事務組合下田メディカルセンター特別職の非常勤職員及び議会議員の報酬並びに費用弁償等に関する条例(平成9年共立湊病院組合条例第14号)の例による。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の中から互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員その他関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平かつ公正に評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし組合が公表した情報についてはこの限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、委員長が選任するまでの間の会議は、管理者が招集するものとする。

別表(第5条関係)

委員区分	1回の会議につき
地域医療に関する知識又は経験を有する者	50,000円
第三次医療機関の関係者	50,000円
地域の医療関係者	50,000円
経営状況に関する知識を有する者	50,000円
前4号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者	50,000円